

労働基準法施行規則第35条別表1の2第四号9のうち、「理美容師のシャンプー、コールドパーマ液等の使用による接触皮膚炎等」の可能性のある労災認定事案（平成20、21、22年度）

	局名	職種	疾病	パッチテストの結果（陽性所見があった成分）
1	北海道	美容師	異汗性湿疹	—
2	宮城	理容師	接触性皮膚炎	パラフェニレンジアミン、コカミドプロピルベタイン、香料、パラアミノアゾベンゼン、赤色225号
3	千葉	美容師	アトピーによる皮脂欠乏性湿疹	—
4	新潟	美容師	手湿疹、顔湿疹、じんま疹	—
5	滋賀	理容師	接触性皮膚炎	—
6	京都	美容師	自家感作性皮膚炎	—
7	大阪	美容師	アレルギー性接触皮膚炎	パラフェニレンジアミン
8	高知	理容師	手湿疹（進行性手掌角化症）、爪甲変形症	—
9	熊本	美容師	接触性皮膚炎、掻破性湿疹	—

事案 1

1 請求人に関する事項

疾 病 名 異汗性湿疹の増悪（両手）
職 種 美容師
性 別 女
発症時の年齢 21 歳

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 21 年 9 月 10 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は美容室に平成 21 年 4 月から勤務し、パーマ、染色シャンプー等の業務に従事していた。同年 9 月、両手の指先が赤くなり、指先の皮膚が細かく切れた部分から黄色い膿が出て、掌の皮膚がカサカサの状態となった。

平成 21 年 6 月頃から手荒れがひどくなり、市販薬を使っても改善されず、これらの上記業務が出来なくなった。

4 業務内容等

主にパーマ、シャンプーの業務。シャンプーをする人数は 1 日平均 5 人。その中には 2 回以上シャンプーをする場合もある。

5 主に使用した製品及び成分名

くせ毛用シャンプー（ラウレス硫酸ナトリウム含む）。湿疹が出るまでよく使用していたシャンプーは、パーマ用シャンプーとくせ毛用シャンプーである。

6 発症までの期間

平成 21 年 4 月からシャンプー業務に従事していたが、同年 6 月頃から手荒れがひどくなり、同年 9 月に皮膚科医院を受診。

事案 2

1 請求人に関する事項

疾 病 名 接触性皮膚炎
職 種 理容師
性 別 女
発症時の年齢 40 歳
既 往 歴 特になし

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 20 年 8 月 8 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は元来皮膚炎になりやすい体質であったが、平成 20 年 7 月までは請求人にとって皮膚炎を誘発する成分を含む製品の使用頻度を少なくすることで特段支障なく業務を遂行していたところ、従業員が休みがちになったことから、パーマやカラーを行う業務を増加したことにより、パーマ液、カラー剤の使用頻度が増えた。その結果、両上肢（両手指）中心に接触性皮膚炎を発症した。

4 業務内容等

シャンプー、カット、顔剃りなど理容師業務全般

5 使用した製品及び成分名

パーマ液、カラー剤、シャンプー、等

6 発症までの期間

平成 20 年 7 月頃から痛みを感じ、その後痛みを我慢して従事し、同年 8 月 24 日まで勤務した（同年 8 月 20 日に急激に発症）

7 医証等（主治医意見）

初診時、両手指と手首、腕に痒みを伴う丘疹、小水疱が多発していた。

理美容業で使用するシャンプー、ハイグレードザクロシャンプー、パミロールシャンプー、ナノサブリクレンジングシャンプー、友シャンプー、ヘアトニック、ウェラ染毛剤、ナノカラー剤、ホーユーしらがぼかしに陽性パッチテスト所見。

成分では染毛剤の成分であるパラフェニレンジアミン、界面活性剤のコカミドプロピルベタイン、香料、色素のパラアミノアゾベンゼン、赤色 225 号に陽性所見を示した。

シャンプー、染毛剤などの成分に陽性を示しており、元来が皮膚炎のところに、

さらに仕事を続けることで皮膚炎が悪化したものと思われる。因果関係は十分にあると思料される。

事案3

1 請求人に関する事項

疾 病 名 アトピーによる皮脂欠乏性湿疹（上肢）

職 種 美容師

性 別 女

発症時の年齢 25 歳

既 往 歴 アトピー性皮膚炎

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 22 年 7 月 1 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は平成 17 年 3 月より美容室に雇用され、美容師としてシャンプー、カット、パーマ等のヘアスタイリングを行う業務に従事していた。

請求人は入社して半年頃より、手指の荒れの自覚症状があり、皮膚科への受診があったと申し述べている。手荒れに対する治療はおおよそ半年に 1 度、痒みの症状が我慢できなくなると薬を貰い症状は軽快していた。

今回平成 22 年 1 月頃より新商品のシャンプー等を使用し始めてから手指に水疱とアカギレ、両腕に痒みと赤い湿疹が発症しはじめ、同年 7 月皮膚科へ受診した。同時にヘアスタイリングの業務を休業し、1 ヶ月後には症状は軽快した。

4 業務内容等

請求人は平成 17 年 3 月より美容室 T に雇用され、美容師としてシャンプー、カット、パーマ等のヘアスタイリングを行う業務に従事していた。来客数は曜日によってまちまちであり、請求人が行う業務も来客の要望により決められることから、一定の作業時間、取り扱う製品（物質）、ばく露量等是不規則であり特定が困難であるが、業務の性質上常にシャンプー、パーマ液等の液剤が手指に接触していることが推定される。

5 使用した製品及び成分名

(1) K 社製シャンプー

ピクトンオラミン、ラウリルアミノジプロピオン酸ナトリウム液、ポリオキシエチレンラウリルエーテル酢酸ナトリウム、ヤシ油脂肪酸メチルタウリンナトリウム液、等

(2) K 社製シャンプー

D P G、水添ポリイソブテン、セタノール、ジメチコン、セテアルトリモニウムクロリド、ラノリン脂肪酸オクチルドデシル、ベヘニルアルコール、等

(3) A社製クレンジングシャンプー

ココイルグルタミン酸TEA、グリセリン、PCAイソステアリン酸PEG-40水添ヒマシ油、ココミドDEA、ラウロイルグルタミン酸ジオクチルドデセス-2、等

(4) S社製シャンプー

ココイルメチルタウリンNa、ココミドDEA、ココアンホ酢酸Na、ラウロイルメチルアラニンNa、等

6 発症までの期間

請求人は平成17年3月に入社して半年頃から、手指の荒れの自覚症状があり皮膚科へ受診していたと述べている。

平成22年1月頃より新商品のシャンプー等を使用し始めから手指に水疱とアカギレ、両腕に痒みと赤い湿疹が発症し始め、同年7月皮膚科を受診した。

7 医証等（主治医意見）

- (1) 上肢から指先から手背にかけて紅斑疼痛、小水疱が多発し痒みがあった。
- (2) 内服・外用を開始し平成22年7月28日再診時には皮疹はやや軽快していた。
- (3) 多数の液剤等を使用するため、原因の特定は困難であるが、業務にて悪化した可能性は十分にある。
- (4) アトピー性皮膚炎の基礎疾患があり、それが業務にて悪化した可能性がある。

事案 4

1 請求人に関する事項

疾 病 名 手湿疹、顔湿疹、じんま疹

職 種 美容師

性 別 男

発症時の年齢 22 歳

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 20 年 12 月 20 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は美容室内で、シャンプー等を使用して作業したことにより、少しずつ指先を中心とする手の皮膚が荒れ、手首や顔に広がった。痛み痒みも発生した。

4 業務内容等

シャンプー等の作業

事案 5

1 請求人に関する事項

疾 病 名 接触性皮膚炎
職 種 理容師
性 別 男
発症時の年齢 24 歳
既 往 歴 過去皮膚炎を発症あり

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 20 年 8 月 25 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人はヘアーサロンにおいて平成 16 年 4 月 1 日より理容師として勤務していた。繰り返し行う洗い物、洗髪作業、顔そり作業において各種理美容材を使用していたところ、手のひらや指先の皮膚がなくなるほど膿んだ状態になり、平成 20 年 8 月 25 日より休業するようになった。

4 業務内容等

洗い物や洗髪業務及び顔そり業務（1 日平均人数 8 ～10 人、1 人 30 分～40 分）

5 使用した製品及び成分名

(1) シェービングソープ

コカミド DEA、オレフィンスルホン酸、コカミドプロピルベタイン、等

(2) シャンプー

コカミド DEA、スルホコハク酸ラウレス 2Na、コカミドプロピルベタイン、等

(3) リンス

ステアルトリモニウムクロリド、イソプロパノール、ステアリン酸グリセリル、等

6 発症までの期間

平成 20 年 7 月頃から痛みを感じ、その後痛みを我慢して従事し、同年 8 月 24 日まで勤務した（同年 8 月 20 日に急激に発症）

7 医証等（主治医意見）

平成 20 年 8 月受診時は手指の皮膚がひどい状態であり、本人の仕事柄続けると良くなることが見込めないため休む必要があると説明した。以前から手荒れのケア

中心の受診である。

平成 20 年 9 月 11 日付治癒である。

事案6

1 請求人に関する事項

疾 病 名 自家感作性皮膚炎
職 種 美容師
性 別 女
発症時の年齢 22 歳
既 往 歴 特になし

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 22 年 4 月 16 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は平成 18 年 3 月にヘアーサロンで美容師（アシスタント）としてシャンプーやカラーリング剤を繰り返し使用する業務に従事していた。平成 22 年 2 月頃から両手が荒れはじめ、日ごとに悪化していき、同年 3 月頃から同僚美容師（アシスタント）が約 1 ヶ月間休業し、さらに来店者が増加する時期とも重なったため、請求人がシャンプーやカラーを使用する業務が増加した。

その後も請求人は同様の業務に従事していたが、平成 22 年 4 月に顔に発疹がでるようになり、両手の症状も悪化したため、同年 4 月に H 医院を受診し「自家感作性皮膚炎（四肢）」と診断されたものである。

4 業務内容等

髪のカット、シャンプー、カラー等の理髪業務全般に従事し、業務の中では主としてシャンプーやカラーを行う作業に従事していた。

5 使用した製品及び成分名

(1) M社製シャンプーA

ラウレス硫酸Na、ココミドプロピルベタイン、ココミドメチルMEA、ラウミラミドプロピルベタイン、ラウロイルグルタミン酸リシンNa、等

(2) M社製シャンプーB

ラウレス硫酸Na、イソステラミドプロピルベタイン、ココミドプロピルベタイン、ココミドメチルMEA、ジラウロイルグルタミン酸等

(3) M社製シャンプーC

ラウレス硫酸Na、イソステラミドプロピルベタイン、ココミドプロピルベタイン、ココミドメチルMEA、ユノシタエキス、等

(4) P社製染毛剤

レゾルシン、パラアミノフェノール、メタアミノフェノール、パラフェニレンジアミン、5-アミノオルトクレゾール、等

6 発症までの期間

平成 18 年 3 月より美容師（アシスタント）として主としてシャンプー及びカラーの業務に従事していた。平成 22 年 4 月には両手全体に発疹が出て痒みが強くなっていった。4 月 16 日に H 医院に受診したところ「自家感作性皮膚炎（四肢）」と診断され、塗り薬及び飲み薬の処方を受け、その後、3 日間休業した。

7 医証等（主治医意見）

美容師の仕事により両手のシャンプー、水、薬剤との接触によりひきおこされた接触性皮膚炎から起きた自家感作性皮膚炎と考える。

事案 7

1 請求人に関する事項

疾 病 名 アレルギー性接触皮膚炎
職 種 美容師
性 別 女
発症時の年齢 29 歳
既 往 歴 アトピー性皮膚炎

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 21 年 3 月 31 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は美容室で美容師として平成 19 年 11 月より勤務していた。入社にて 2 週間後ぐらいからカラー剤を使用するようになると、徐々に両手の痒み、湿疹がでるようになり、皮膚科へ通院するようになる。その後、平成 21 年 12 月中旬より両手だけでなく、顔や首にも湿疹が出るようになった。平成 22 年 4 月には大学病に入院し、パッチテストを行った結果、カラー剤の中に含まれるパラフェニレンジアミンのアレルギーを起こしていることがわかった。退院後、症状が良くなったので仕事に復帰したが、再び症状が出て薬を服用すれば良くなり、仕事をすれば症状が出るの繰り返しとなる。

平成 22 年 12 月に退職し、その後は症状が良くなり、痒みも全くない。現在は飲み薬も塗り薬も服用していない。

4 業務内容等

請求人は平成 19 年 11 月より美容室 A に雇用され、美容師としてカラー剤の塗布、シャンプー、ブロー、美容室内の清掃の業務に従事していた。

カラー剤の塗布で 1 人のお客様にほぼ 1 本使用していた。1 日だいたい 10 人対応するため 1 日約 10 本使用していた。繁忙期には 1 日約 20 人以上対応するため、1 日 20 本以上使用することもあった。カラー剤は日常的にしようしていたこととカラー塗布後のシャンプーは素手でおこなっていた。

5 使用した製品及び成分名

H 社製染毛剤

塩酸パラフェニレンジアミン、パラアミノフェノール、5-アミノオルトクレゾール、メタアミノフェノール、レゾルシン、等

6 発症までの期間

請求人は平成19年11月から平成22年12月まで、美容師としてヘアカラー剤塗布やシャンプー、ブロー等の業務に従事してきた。請求人は従来よりアトピー性皮膚炎に罹患していたが、上記業務を開始して2週間後ぐらいから両手の痒み、湿疹を自覚し、半年後ぐらいから症状があっかしたため、複数の診療所、病院を受診した。

7 医証等（主治医意見）

(1) I医師

両手に掻痒性紅班を認めた。職業が美容師ということで、仕事で使うカラー剤・パーマ液などによる接触性皮膚炎と考え、抗アレルギー剤内服・ステロイド剤外用にて加療開始。手袋の着用も指導したが軽快と増悪を繰り返した。今後も就業中にカラー剤への接触が続くと、皮膚炎も継続すると考える。

(2) H医師

幼少期よりアトピー性皮膚炎を認めていた。仕事で使用する薬剤にて皮疹が増悪し、全身に広がってきた。

また、手には仕事で使用する薬剤等による接触性皮膚炎を認めた。仕事が休みのときには改善傾向を示し、シャンプーが増えると悪化するため、この診断に至った。小型の丘疹が全身に多発しているため、自家感作性皮膚炎も併発したと考え、ステロイド剤、外用、抗アレルギー剤内服を処方し、ナローバンドUVBによる治療をおこなった。

(3) H医師

a 初診時の症状

顔、頸部、両前腕の湿疹

b 傷病名の診断根拠と発症の原因について

毛染めによるアレルギー性接触性皮膚炎、オープンパッチテスト、毛染め強陽性、パレフェニレンジアミン3+（確定診断）

事案 8

1 請求人に関する事項

疾 病 名 手湿疹（進行性手掌角化症）、爪甲変形症

職 種 理容師

性 別 女

発症時の年齢 51 歳

既 往 歴 特になし

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 21 年 11 月 17 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は平成 18 年 8 月から大衆理美容店に理容師として勤務し、毎日 20 人以上のお客様に対して、素手でシャンプー、リンスの作業を行っていたところ、平成 21 年 11 月から両手指や掌に湿疹が出現し、その後、爪の変型も現れるようになった。

請求人が、職場で直接手に触れる液体としては、シャンプー、リンス、乳液、ヘアトニック等の整髪料、手洗時の石鹸である。

4 業務内容等

シャンプー、ドライヤー仕上げ、顔剃り、その他の雑務（整理整頓・掃除等）に従事。請求人は週 1 日の休日を除き、毎日少なくとも 20 人以上のお客様の洗髪などを行っていた。

5 使用した製品及び成分名

(1) T 社製シャンプー

ラウレス硫酸 Na、ラウリル硫酸 DEA、コカミド DEA、ラウラミドプロピルベタイン、等

(2) A 社製染毛剤

パラフェニレンジアミン、パラアミノフェノール、オルトアミノフェノール、N-フェニルパラフェニレンジアミン、ニトロパラフェニレンジアミン、レゾルシン、等

(3) その他

リンス、乳液、ヘアトニック、手洗い用の石鹸

6 発症までの期間

請求人は平成 18 年 8 月から大衆理美容店に理容師として勤務し、平成 21 年 11 月から両手指や掌に湿疹が出現し、その後、爪の変型も現れるようになった。なお、

請求人は、16歳のころから理容師の仕事をしているが、これまでアトピー性皮膚炎とかアレルギー体質とか言われたことがないとのこと。

7 医証等（主治医意見）

本例の症状はシャンプー、リンス、洗剤を含めた手指手掌への刺激すべてが増悪因子となるもので、角質層のバリア機能が数回の刺激により破壊され、自然の回復機能はあるが、忙しいために回復する前に次ぎの刺激がくるために難治となっている。爪甲の変形も爪甲への上記刺激が起因となり生じたものである。真菌は検出されなかった。約1ヶ月半、手指、手掌への（日常の刺激を含めて）すべての刺激、増悪因子をシャットアウトすれば略治する。ただし、今回と同様の刺激をうければ当然再燃する可能性がある。

事案 9

1 請求人に関する事項

疾 病 名 接触性皮膚炎（両手）、掻破性湿疹（両腕）
職 種 美容師
性 別 男
発症時の年齢 21 歳
経 験 年 数 約 2 ヶ月

2 疾病の発生及び請求年月日

発生：平成 20 年 6 月 2 日

3 発症原因及び疾病の発生状況

請求人は平成 20 年 4 月 1 日より美容院に美容師として勤務していたが、業務中にシャンプー、ヘアカラー等を日常的に使用していたところ、平成 20 年 6 月 2 日頃から両手の甲の皮が剥けはじめ、次第に指先もひび割れを起こし痛みを感じるようになり、平成 20 年 7 月 2 日に皮膚科医院を受診したところ、接触性皮膚炎、掻破性湿疹と診断された。

4 業務内容等

カット、ヘアカラー、シャンプー等全般的に行っていた。

5 使用した製品及び成分名

染毛剤（パラフェニレンジアミン、レゾルシン、等）

6 発症までの期間

平成 20 年 6 月頃から両手の甲の皮が剥けはじめ、同年 7 月に皮膚科医院を受診し、接触性皮膚炎、掻破性湿疹と診断された。

